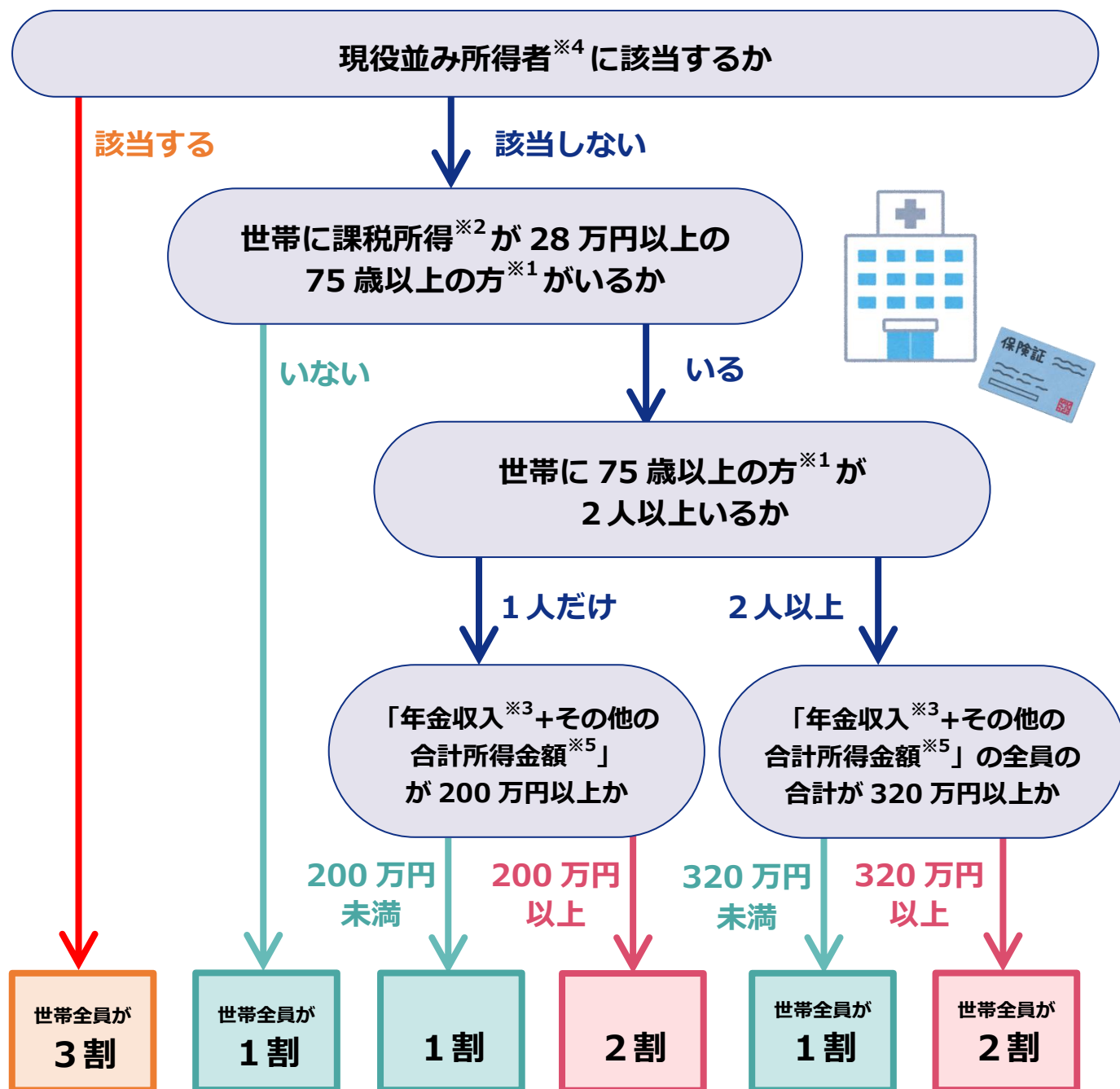


窓口負担割合 2 割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が 2 割の対象となるかどうかは、75 歳以上の方^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。



※1 65～74 歳の方で、一定の障害があり後期高齢者医療保険の認定を受けた方を含みます。

※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準額」（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額）です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 「現役並み所得者」とは、課税所得 145 万円以上で、医療費の窓口負担割合が 3 割の方です。

※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことで。